

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表				別表			
占 用 物 件		単位	占 用 料	占 用 物 件		単位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	<u>9,740円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	<u>9,350円</u>
	第2種電柱		<u>14,900円</u>		第2種電柱		<u>14,300円</u>
	第3種電柱		<u>20,100円</u>		第3種電柱		<u>19,300円</u>
	第1種電話柱		<u>8,690円</u>		第1種電話柱		<u>7,720円</u>
	第2種電話柱		<u>13,900円</u>		第2種電話柱		<u>12,400円</u>
	第3種電話柱		<u>19,100円</u>		第3種電話柱		<u>17,000円</u>
	その他の柱類		<u>860円</u>		その他の柱類		<u>830円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	<u>86円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	<u>83円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>52円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>50円</u>
	路上に設ける変圧器	〔略〕	<u>8,520円</u>		路上に設ける変圧器	〔略〕	<u>8,180円</u>
	地下に設ける変圧器	〔略〕	<u>5,210円</u>		地下に設ける変圧器	〔略〕	<u>5,010円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	<u>17,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	<u>16,700円</u>
	広告塔	〔略〕	<u>24,600円</u>		広告塔	〔略〕	<u>23,400円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	〔略〕	<u>17,300円</u>		その他のもの	〔略〕	<u>16,700円</u>
	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	<u>200円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360円</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>520円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>780円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,040円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,560円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,080円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,650円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,210円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010円</u>

	外径が1メートル以上のもの			10,400円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			〔略〕	17,300円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			〔略〕	17,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	〔略〕	〔略〕
		階数が2のもの		〔略〕
		階数が3以上のもの		〔略〕
	上空に設ける通路		〔略〕	12,300円
	地下に設ける通路			7,400円
	その他のもの			11,000円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		〔略〕
商品置場その他これに類するもの		〔略〕	24,600円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		〔略〕	24,600円
	標識		〔略〕	13,900円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	240円
		その他のもの	〔略〕	24,600円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	246,700円
		その他のもの		123,300円
令第7条第2号に掲げる工作物			〔略〕	17,300円
令第7条第3号に掲げる施設			〔略〕	〔略〕
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		〔略〕	24,600円
	危険防止施設			10,300円
	詰所			24,600円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			〔略〕	17,300円
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	外径が1メートル以上のもの			10,000円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			〔略〕	14,800円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			〔略〕	16,700円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕	〔略〕
		階数が2のもの		〔略〕
		階数が3以上のもの		〔略〕
	上空に設ける通路			11,700円
	地下に設ける通路			7,020円
	その他のもの			10,400円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		〔略〕
商品置場その他これに類するもの		〔略〕	23,400円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		〔略〕	23,400円
	標識		〔略〕	13,300円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	230円
		その他のもの	〔略〕	23,400円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	234,000円
		その他のもの		117,000円
令第7条第2号に掲げる工作物			〔略〕	16,700円
令第7条第3号に掲げる施設			〔略〕	〔略〕
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		〔略〕	23,400円
	危険防止施設			8,640円
	詰所			23,400円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			〔略〕	16,700円
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面	〔略〕	〔略〕	〔略〕

道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	下の地下を除く。)に設けるもの	〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	地下（トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号ロに掲げる道路に係るものを除く。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第12号に掲げる器具			〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

備考	〔略〕
----	-----

道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	下の地下を除く。)に設けるもの	〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	地下（トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号ロに掲げる道路に係るものを除く。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

令第7条第12号に掲げる器具			〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕

備考	〔略〕
----	-----

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。